

件名	県立学校職員服務規程の一部改正について
提案理由	県立学校における教育財産の使用許可及び貸付けに関する事務の専決事項を見直すこととしたことに伴い、県立学校職員服務規程について所要の改正をしようとするものである。

県立学校職員服務規程の一部改正について

教育委員会事務局教職員課

1 改正の趣旨

県立学校における教育財産の使用許可及び貸付けに関する事務の専決事項を見直すこととしたことに伴い、県立学校職員服務規程について所要の改正をしようとするものである。

2 改正内容

第 32 条（専決事項）関係

学校長の専決事項を、継続の無料使用許可や電柱等の設置に係る使用許可等に限定していたが、軽易又は定例的なものとして別途示すものに改正する。

改正後	改正前
<p>○ 教育財産に関する専決事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教育財産の使用許可及び貸付けの決定（<u>軽易又は定例的なものに限る。</u>） <p>（削除）</p>	<p>○ 教育財産に関する専決事項</p> <ul style="list-style-type: none">・ 教育財産の継続使用許可及び継続貸付けの決定（条件に変更のない無料使用許可、無料貸し付けに限る。）・ 電柱、自販機、公衆電話機の設置に係る使用許可及び貸付けの決定・ 教育財産の一時使用許可及び一時貸付けの決定（県の建設工事を施工者への許可又は決定に限る。）

3 施行期日

平成 31 (2019) 年 4 月 1 日

○県立学校職員服務規程の一部改正

栃木県教育委員会規則第十号

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県教育委員会教育長 宇 田 貞 夫

県立学校職員服務規程の一部を改正する規則

県立学校職員服務規程（昭和三十二年栃木県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 略</p> <p>(専決事項) 第三十二条 校長は、その学校に係る次の事項について、専決するものとする。ただし、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、この限りでない。 一、二十一 略 二十二 教育財産の使用許可及び貸付けの決定（軽易又は定例的なものに限る。）</p>	<p>2 略</p> <p>(専決事項) 第三十二条 校長は、その学校に係る次の事項について、専決するものとする。ただし、重要若しくは異例又は特に必要があると認められるものについては、この限りでない。 一、二十一 略 二十二 教育財産の継続使用許可及び継続貸付けの決定（使用許可条件又は貸付条件に変更のない無料使用許可又は無料貸付けに係るものに限る。） 二十三 電柱敷地等並びに自動販売機及び卓上型公衆電話機の設置に係る教育財産の使用許可及び貸付けの決定並びに教育財産の一時使用許可及び一時貸付けの決定（県の建設工事を施工する者に、当該建設工事等に必要な教育財産の一時使用許可又は一時貸付けをする場合に限る。）</p>

附 則
この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(教職員課)